

国籍はく奪条項違憲訴訟
控訴審第4回期日
報告集会

日本時間

2022年9月6日(火)

15時40分～17時50分頃まで

作成：弁護士 仲 晃生

本日の内容

- 1 期日の報告（訴訟の進行について）

次回期日

提出書面の陳述要旨

- 2 原告（控訴人）からのメッセージ
- 3 提出書面の補足説明
- 4 質疑応答とディスカッション

前々回期日から本日まで出来事

- 第2回期日（2021年11月30日）で決まったスケジュール
 - 国が、スイスとフランスの国籍取得制度を調査し、控訴人7と8が取得申請したら取得できる制度なのかを確認して、主張を補充する。締切2022年1月末。
 - それを受けて、控訴人らが3月22日までに反論する。
- 2022年1月31日、国が準備書面（2）を提出。スイスの制度についてののみ。フランスについては調査中であり、追って主張とのこと。
- 2022年3月22日、控訴人らから反論と補充の書面、準備書面（5）を提出。
- 2022年6月17日、国がようやくフランスの国籍制度に関する証拠と書面を提出。



1 期日の進行について

準備書面（6）と証拠を提出



要旨陳述

国籍はく奪条項違憲訴訟支援ネットワークのホームページ
<http://yumejitsu.net/> で先ほど公開しました！

期日の進行について

判決期日

2023年2月21日 (火)

13時30分

2 原告からのメッセージ



3 提出書面の補足説明

準備書面（6）の構成

- ① 東京地裁判決が、フランス国籍の取得を希望する控訴人8の訴えを門前払いにした点が誤りであることを、確認！
- ② 前回の期日の後に発行された文献を紹介して、国籍法11条1項が、外国国籍を志望取得した日本国民だけでなく、日本で暮らすその家族にとっても「家族の交流・結合」を大きく妨げるものであることを、指摘！
- ③ 今年5月の最高裁判決を紹介し、国籍法11条1項の違憲性はそれよりも極めて厳しく審査されるべきことを確認！

① 控訴人 8 の確認の利益

◆ 前回論じた、控訴人 7 の場合と同様、当然に認められるべき。

(参照) 憲法及び国民主権原理の根幹を支える選挙権という重要な権利の侵害が問題となった事案において、在外邦人選挙権制限違憲訴訟最高裁判所判決（2005年9月14日最高裁判所大法廷判決）は、問題とされている権利が①憲法上の重要な権利であり（権利の憲法上の重要性）、②侵害を受けた後に争うことによって権利行使の実質を回復することができない性質のものであり（権利の性質）、③予防的な確認の訴えがその権利の侵害を防ぐうえで有効適切な手段である場合には（手段の有効適切性）、確認の利益は肯定される、という規範を示した。

② 家族の統合・交流

控訴人7 陳述書 (第1審で提出)

「もし私の姉に病気や事故があつて、私が両親の介護を担うことになったとき、私に日本国籍がなく、日本に住所もなかったとしたら、私に日本で十分な介護をすることができるとは思いません。スイスに招けば良いと言われるかも知れませんが、親の希望もあります。親が最も安心できる環境で過ごしてもらいたいのですし、それが親孝行だと思います。」

国際結婚を考える会 会報誌第7号

「特集 国際家族が直面する国籍法」 (2022年4月30日)

コロナ禍で外国人の日本への入国が厳しく制約されるようになった。

外国国籍を志望取得して日本国籍を喪失したと扱われている人が、日本在住の親が危篤であるとの知らせを受けて日本に帰国しようとしたところ、日本に帰国するために必要なビザの発給を受けることができず、親の死に目にあえなかった。

弁護団にも同様の相談が届いており、特殊な事例ではないと考えられる。

この事例を“親”の視点から見ると、
国籍法11条1項が有効なものとして扱
われているがゆえに、

人生最後の時間を子と共に過ごすことが
できず、“わが子”に一目会って別れを告げ
たいという願いが叶わぬまま人生の終わりを
迎えた。

「家族との交流・結合」を望む“親”のご
く自然な思いは、死の間際に、国籍法11
条1項によって踏みにじられたといえる。



今や日本国民の生活と活動が国境を容易に超える時代。

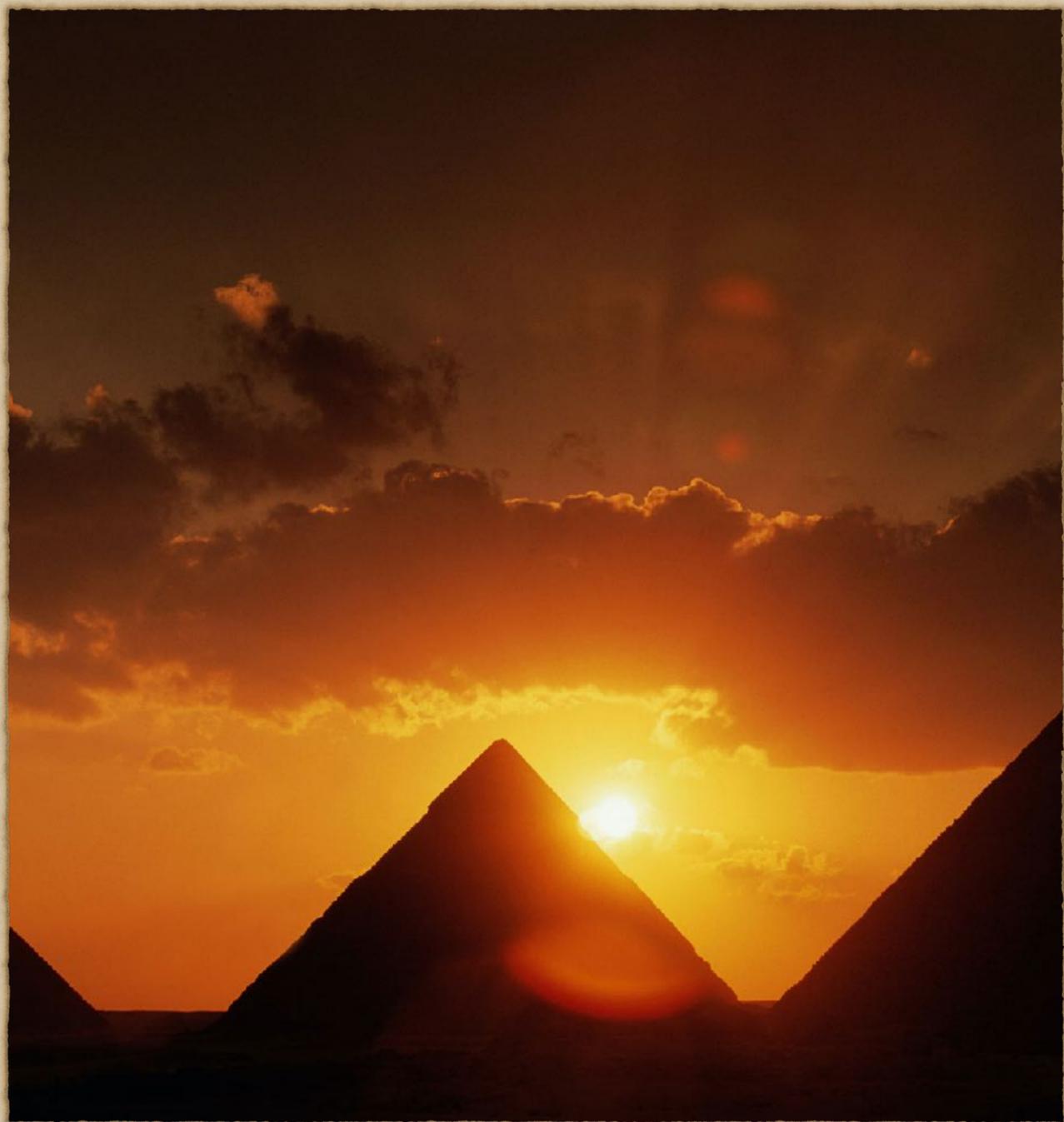
現代世界においては子や孫、甥や姪、叔父や叔母ら親族さらには親しい友人が国籍法11条1項により日本国籍を剥奪され、その者たちとの交流や結合が阻害されるという事態が、日本国民の誰にも生じ得る。

日本法律家協会

機関紙 「法の支配」

2022年4月発行 第205号

＜巻頭言＞山浦善樹 「爺が孫に伝えた年頭のことば」



お気の毒な 弁護士

最高裁判所でも
買いたマチ弁の
スキルとマインド

山浦善樹 著

山田隆司・嘉多山宗 (監修)



平手で伏しからひたすら前へ出る姿勢で民事裁判実務を突き詰め、
裁判官とのコミュニケーションの中で戦線を続ける著者が、
弁護士としての面白さやプロフェッションとしての技術と心を真摯に語る。

マチ弁から最高裁判事、
そして再びマチ弁へ――

眞
弘文堂

定価(本体3,300円+税)

「二人の孫が英国籍を取得したために、自動的に（本人の意思に反して）、母の生まれ故郷、爺や婆が住んでいる日本国籍を失ったとしても、二人は、変わらずに日本という国を大切に思っている。それなのに、二人が国籍を奪われて日本人として自由に戻れないことを考えると……これは爺としては納得できない。」

佐々木毅尚、AsiaWise法律事務所、株式会社FRONTEO、FRONTEO USA, Inc. 編著

eディスカバリー物語

グローバル・コンプライアンスの実務

eディスカバリー(電子証拠開示)手続の実務をストーリーで描く。

3,740円

松本恒雄 監修
福島直央・澤 紫臣 編著

NFTゲーム・ブロックチェーンゲームの法制

注目のNFTとブロックチェーン技術、ゲーム活用事例と法的視点を網羅。

2,530円

小田大輔 編著
篠原孝典・渡邊 峻・小林央忠・渡辺真菜・宮本雄太 著

実務解説 金融サービス仲介業100問

金融サービス仲介業の規制と実務をQ&A形式で網羅的に解説。

3,850円

山崎巳義 著

遺言執行の手引 [第2版]

平成30年民法(相続法)改正および遺言書保管法を踏まえた改訂版。

3,300円

央戸 聖 著

私的独占における排除概念の再構成

独禁法上の「排除」概念の外延を探究する。

6,600円

和田吉弘 著

基礎からわかる民事訴訟法 [第2版]

理論と実務を架橋する画期的なテキスト。待望の改訂版刊行。

5,060円



株式会社 商事法務

東京都中央区日本橋茅場町3-9-10
TEL 03-5614-5643 FAX 03-3664-8844
https://www.shojihomu.co.jp

法の支配

第205号

特集「令和元年民事執行法改正」

——目 次——

<巻頭言> 爺が孫に伝えた年頭のことば ……山 浦 善 樹… (2)

第1部《座談会》

令和元年民事執行法改正－債務者の財産状況調査制度を中心に
……………山 本 和 彦/阿 多 博 文/岩 井 一 真… (8)
垣 内 秀 介/中 原 利 明

第2部《論 文》

令和元年の民事執行法等改正の経緯・概要 ……内 野 宗 揮… (39)

東京地方裁判所における債務者財産の調査・子の引渡しの運用状況
……………中 村 さとみ/目 代 真 理/天 野 雅 裕… (53)

債務者の財産状況調査手続の現状と今後の課題 ……増 田 勝 久… (65)

財産開示手続と第三者情報取得手続の現状に対する
理論的検討 ……青 木 哲… (76)

執行法改正後の子の引渡執行の運用と今後の課題 ……松 浦 由 加 子… (87)

子の引渡しの強制執行の理論的課題 ……今 津 綾 子… (99)

<判例研究>
最二小判令和3年7月19日 損害賠償請求事件 ……速 藤 元 …… (109)

協会短信 …… (121)

編集後記 …… (122)

日本法律家協会 「法の支配」

2022年4月発行 第205号

図書館へGO!

③ 最高裁の違憲審査基準

東京地裁判決は、
異常なほどゆるい基準を使って、国籍はく奪条項は合憲とした。

- 薬事法違憲判決（1975年4月30日最高裁大法廷判決）
- 在外邦人選挙権制限違憲訴訟（2005年9月14日最高裁大法廷判決）

在外邦人国民審査権確認等請求訴訟

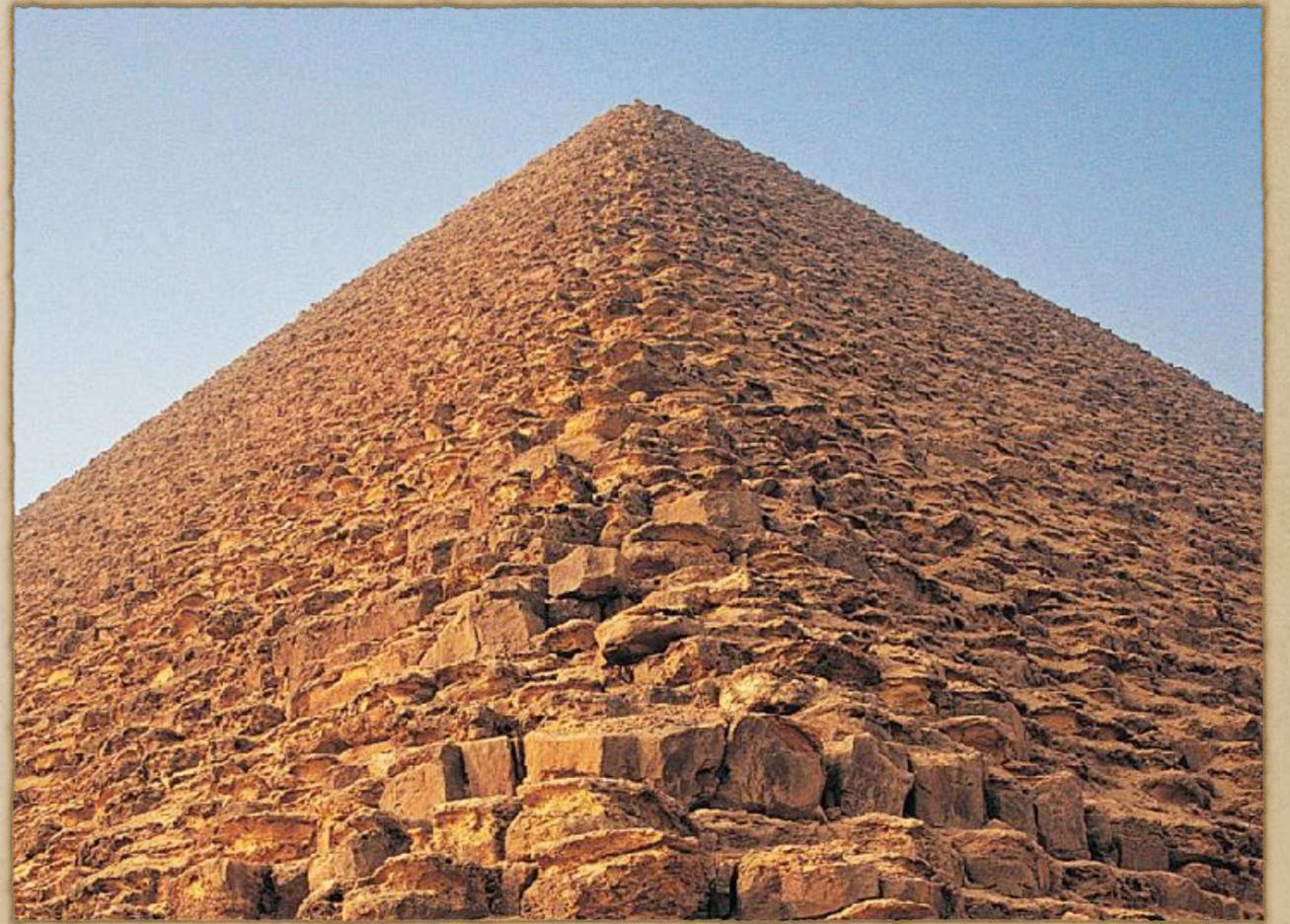
2022年5月25日最高裁大法廷判決

最高裁判所の裁判官の国民審査権は「国民主権の原理に基づき憲法に明記された主権者の権能の一内容である点において選挙権と同様の性質を有することに加え、憲法が衆議院議員総選挙の際に国民審査を行うこととしていることにも照らせば、憲法は、選挙権と同様に、国民に対して審査権を行使する機会を平等に保障しているものと解するのが相当である」

「憲法の以上の趣旨に鑑みれば、国民の審査権又はその行使を制限することは原則として許されず、審査権又はその行使を制限するためには、そのような制限をすることがやむを得ないと認められる事由がなければならないというべきである。そして、そのような制限をすることなしには国民審査の公正を確保しつつ審査権の行使を認めることが事実上不可能ないし著しく困難であると認められる場合でない限り、上記のやむを得ない事由があるとはいえず、このような事由なしに審査権の行使を制限することは、憲法15条1項、79条2項、3項に違反するといわざるを得ない」

このように在外国民の選挙権や国民審査権など個々の基本的人権の侵害や制約は厳格に審査されるのに、選挙権や国民審査権を含むすべての基本的人権保障の基礎であり土台である法的地位・資格である日本国籍を根こそぎ剥奪するという強度の侵害や制約は極めて緩やかに審査するとした原判決は、不合理の極致。

本件では、控訴人ら準備書面（１）第３・１または２で示した厳格な基準が用いられるべきであり、その結果、国籍法１１条１項は違憲無効とされるべき。

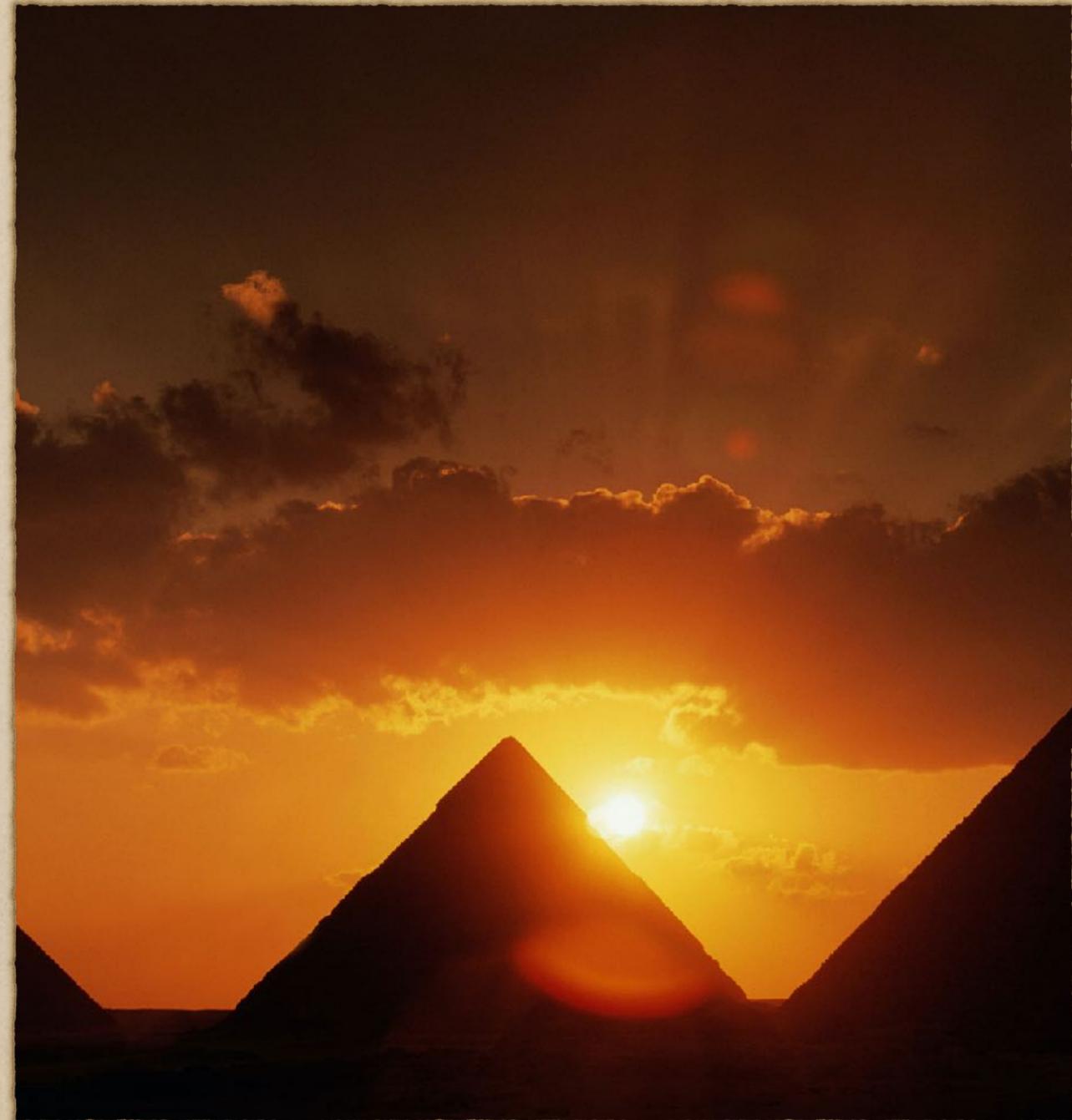


関連情報

国籍はく奪条項違憲訴訟
@ふくおか

第2回期日 2022年11月28日
13時30分～

<https://yurikondo.com/>



休憩

Twitter こくせきたろう

[https://twitter.com/
kokusekitaro](https://twitter.com/kokusekitaro)



質疑応答とディスカッション



判決期日

2023年2月21日（火）

13時30分

引き続き訴訟へのご注目とご支援をよろしくお願いいたします！！

国籍はく奪条項違憲訴訟 控訴人団
支援ネットワーク

<http://yumejitsu.net/>